

令和4年度

苫小牧市行政監査結果報告

苫小牧市監査委員

目 次

| | | |
|----|---------------|----|
| 第1 | 監査の概要 | 1 |
| 1 | 監査のテーマ | 1 |
| 2 | 監査の目的 | 1 |
| 3 | 監査の種別 | 1 |
| 4 | 監査執行者 | 1 |
| 5 | 監査の対象 | 1 |
| 6 | 監査の期間 | 1 |
| 7 | 監査の方法 | 2 |
| 第2 | 産業廃棄物の処理の概要 | 2 |
| 1 | 産業廃棄物とは | 2 |
| 2 | 産業廃棄物の処理の流れ | 3 |
| 3 | 産業廃棄物の排出事業者責任 | 3 |
| 第3 | 監査の結果 | 5 |
| 1 | 監査対象業務数 | 5 |
| 2 | 結果の概要 | 5 |
| 第4 | 監査意見 | 13 |
| 1 | 支援体制の構築について | 13 |
| 2 | 処理料金の支払方法について | 14 |
| 別表 | 監査の対象一覧 | 15 |

※部局の名称は、令和5年1月10日現在のものである。

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

市が排出する産業廃棄物の処理について

2 監査の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）には、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されている。

本市においては、産業廃棄物が発生した場合、その排出する部署がそれぞれ処理しているが、定期監査の中で、産業廃棄物の排出事業者（以下「排出事業者」という。）として自ら処理業者（北海道知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）又は産業廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）をいう。以下同じ。）に委託しなければならないところ、産業廃棄物の処理（産業廃棄物の収集運搬又は処分をいう。以下同じ。）が認められていない業者に処理を委託するなどの事例が見られた。

産業廃棄物の処理に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とした関係法令による厳格な運用が求められるため、その処理の実態について把握・検証を行うことにより、確実かつ適正な処理の確保に資することを目的とする。

3 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査（行政監査）

4 監査執行者

監査委員 玉川 豊一

監査委員 神山 哲太郎

5 監査の対象

令和3年度に執行された市が排出した産業廃棄物の処理に関する事務

6 監査の期間

令和5年1月10日から令和5年3月28日まで

7 監査の方法

苫小牧市監査基準（令和2年3月18日決定）に準拠し、監査を実施した。

(1) 関係書類等の監査

所管課から調査票及び関係書類の提出を求め、審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けた。

(2) 監査の着眼点

- ア 産業廃棄物は関係法令に基づいて適正に処理されているか。
- イ 産業廃棄物の処理に係る事務について改善すべき点はないか。

第2 産業廃棄物の処理の概要

1 産業廃棄物とは

廃棄物は、処理体系から一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物であり、廃棄物処理法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）で定められた20種類を指す。

また、産業廃棄物の中でも、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものについては、特別管理産業廃棄物として規定されている。

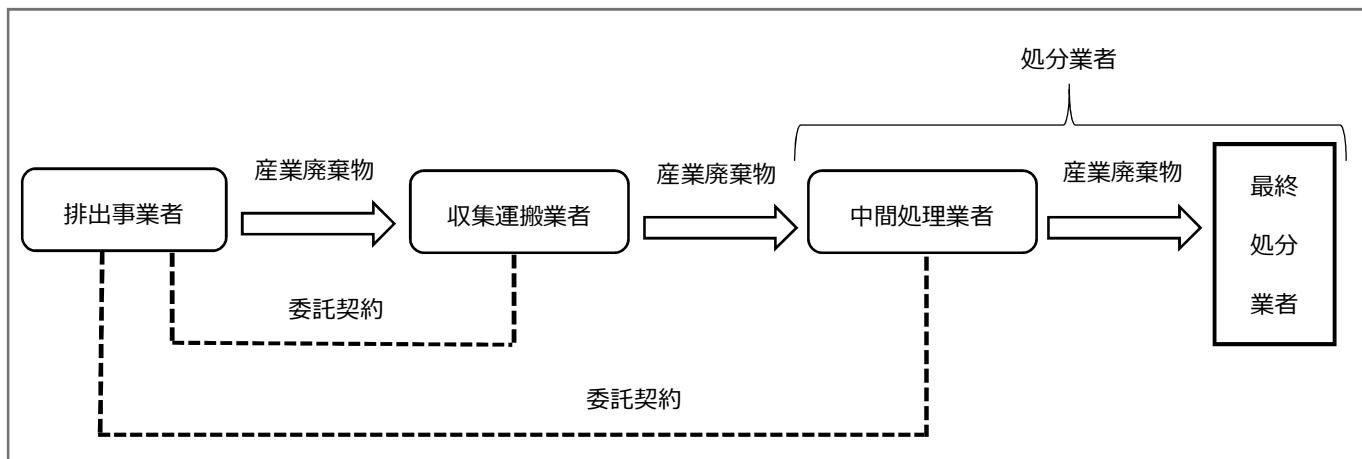
【産業廃棄物の種類】

| 種類 | 具体例 |
|-------------------------|---|
| 1 燃え殻 | 焼却残灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど |
| 2 汚泥 | 工場廃水処理や物の製造工程などから排出される泥状のもの |
| 3 廃油 | 潤滑油、洗浄用油などの不要になったもの |
| 4 廃酸 | 酸性の廃液 |
| 5 廃アルカリ | アルカリ性の廃液 |
| 6 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物 |
| 7 ゴムくず | 天然ゴムくず |
| 8 金属くず | 鉄くず、アルミくずなど |
| 9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 製品の製造過程で生じたコンクリートくずなど |
| 10 鉱さい | 製鉄所の炉の残さいなど |
| 11 がれき類 | 建物の新築・改築・解体に伴って生じたコンクリート破片・アスファルト破片など |
| 12 ばいじん | 工場や焼却施設の排ガスから集められたばいじん |
| 13 紙くず | 建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず |
| 14 木くず | 建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業から生ずる木材片等 貨物の流通のために使用されたパレット等 |
| 15 繊維くず | 建設業、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず |
| 16 動植物性残さ | 食料品、医薬品、香料製造業から生ずる醸造かす、発酵かす等の固形状の不要物 |
| 17 動物系固形不要物 | と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物 |
| 18 動物のふん尿 | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿 |
| 19 動物の死体 | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体 |
| 20 | 上記の19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（コンクリート固化物など） |

※13～19は、特定の事業活動に伴うものに限る。

2 産業廃棄物の処理の流れ

産業廃棄物の処理を収集運搬業者及び中間処理業者に委託した場合の契約と産業廃棄物の一般的な流れは、次のとおりである。



3 産業廃棄物の排出事業者責任

(1) 処理責任

排出事業者は、その産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないが、その処理を委託する場合には、処理業者に委託しなければならない。

処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者はその責任があることに変わりはなく、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(2) 委託基準の遵守

排出事業者は、その産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合には、廃棄物処理法施行令第6条の2に規定する事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準（以下「委託基準」という。）に従わなければならない。

委託基準には、産業廃棄物の処理を委託するに当たって、処理業者に委託すること、書面により委託契約を締結することなどが規定されている。

なお、契約書は、その契約の終了の日から5年間保存しなければならない。

(3) 産業廃棄物管理票の交付

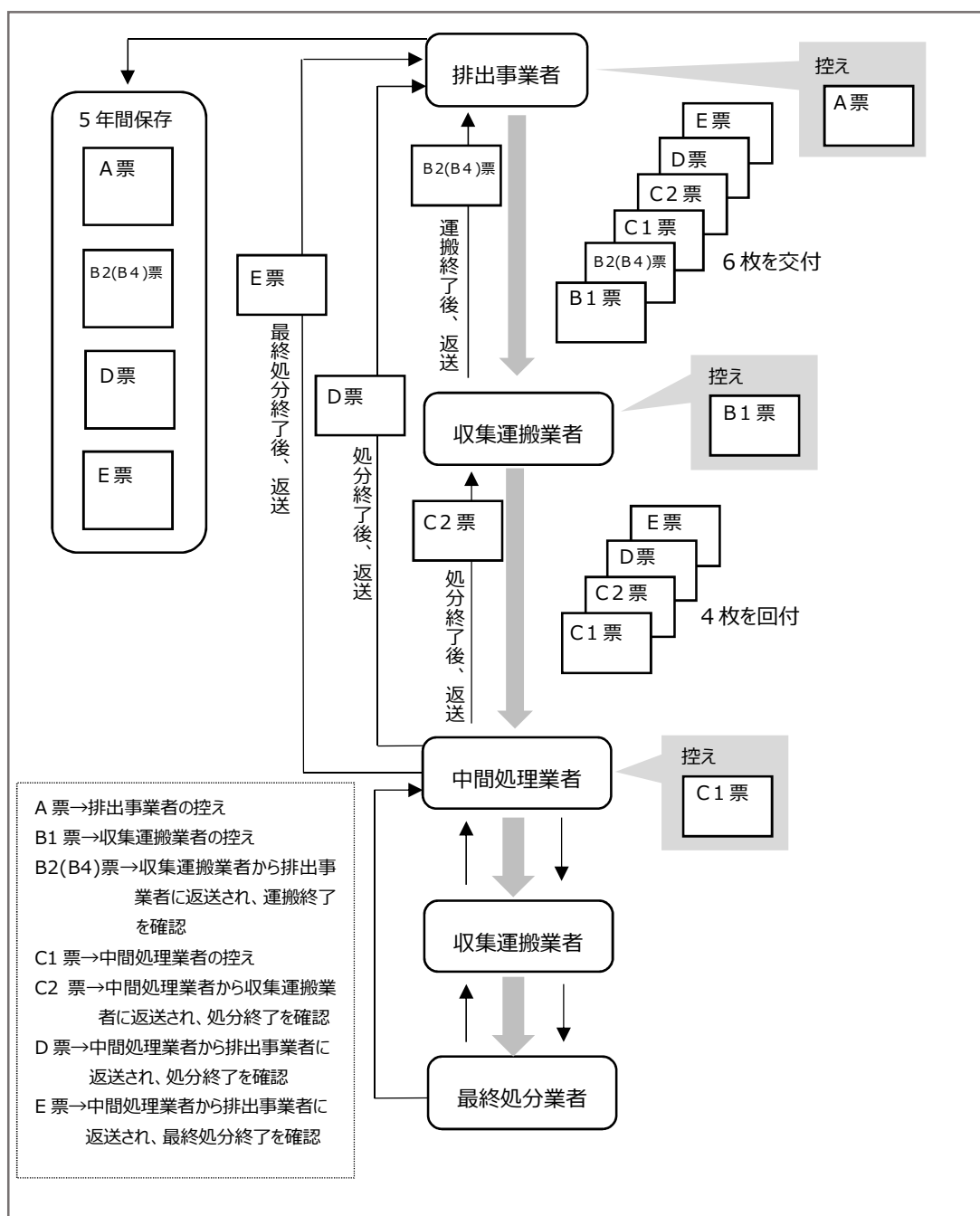
排出事業者は、その産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合には、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければならない。

マニフェストとは、産業廃棄物の一連の行程における処理が適正に行われているかを確認

するために作成する複写式の書類であり、産業廃棄物の引渡し時に排出事業者から処理業者へと渡り、それぞれの行程で必要な情報を記入する。一部のマニフェストは処理業者の手元に残り、残りのマニフェストはそれぞれの処理が終了した後に排出事業者へ返送される。排出事業者は、処理業者から返送されたマニフェストにより、産業廃棄物の処理が終了したことを確認しなければならない。

なお、排出事業者は、A票をその交付した日から5年間、B2（B4）票、D票及びE票をそれぞれその送付を受けた日から5年間保存しなければならない。

マニフェストの流れは、次のとおりである。



第3 監査の結果

今回の監査においては、産業廃棄物の処理に当たり、処理業者への委託や契約書の作成が委託基準どおりに行われているか、また、マニフェストが適正に交付され、一連の行程における処理が把握されているかなど、主に法定事項が遵守されているかという観点で監査を行った。

1 監査対象業務数

今回の監査対象は、令和3年度に実施した産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務であり、その部局別の数は表1のとおり全体で78件であった。

【表1：部局別の監査対象業務数】

| 部局名 | 件数 |
|--------|----|
| 総合政策部 | 2 |
| 総務部 | 4 |
| 財政部 | 2 |
| 環境衛生部 | 3 |
| 福祉部 | 1 |
| 健康こども部 | 10 |
| 産業経済部 | 2 |
| 都市建設部 | 7 |
| 市立病院 | 7 |
| 上下水道部 | 25 |
| 消防本部 | 2 |
| 教育部 | 13 |
| 合計 | 78 |

2 結果の概要

(1) 産業廃棄物の収集運搬業務又は処分業務の委託に係る契約書について

ア 契約書の作成状況

産業廃棄物の委託契約は書面で行う必要があるが、契約書が作成されていないものが収集運搬業務で1件、処分業務で1件見られた。

なお、市が収集運搬業者に委託せず、自ら中間処理施設へ運搬したものが2件あった。

【表2：契約書の作成状況】

| 区分 | 件数 | |
|----------|------|----|
| | 収集運搬 | 処分 |
| 作成されている | 75 | 77 |
| 作成されていない | 1 | 1 |
| 合計 | 76 | 78 |

イ 契約書の法定記載事項

【表3：契約書の法定記載事項】

| 監査項目 | | 区分 | 件数 | |
|------|---|----------|------|----|
| | | | 収集運搬 | 処分 |
| ① | 収集運搬業又は処分業の事業範囲 | 記載されている | 75 | 77 |
| | | 記載されていない | 0 | 0 |
| ② | 産業廃棄物の種類及び数量、処理料金 | 記載されている | 75 | 77 |
| | | 記載されていない | 0 | 0 |
| ③ | 運搬の最終目的地 | 記載されている | 74 | — |
| | | 記載されていない | 1 | — |
| ④ | 積替保管施設を経由するときの法定記載事項（積替え又は保管の場所、種類、保管上限、混合の可否等） | 記載されている | 8 | — |
| | | 記載されていない | 4 | — |
| ⑤ | 適正処理のために必要な情報（性状及び荷姿、腐敗、性状の変化、混合等により生じる支障に関する事項等） | 記載されている | 52 | 55 |
| | | 記載されていない | 23 | 22 |
| ⑥ | 適正処理のために必要な情報に変更があった場合の情報伝達方法 | 記載されている | 66 | 68 |
| | | 記載されていない | 9 | 9 |
| ⑦ | 業務終了時の報告 | 記載されている | 75 | 77 |
| | | 記載されていない | 0 | 0 |
| ⑧ | 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い | 記載されている | 70 | 72 |
| | | 記載されていない | 5 | 5 |
| ⑨ | 契約の有効期間 | 記載されている | 75 | 77 |
| | | 記載されていない | 0 | 0 |
| ⑩ | 処分又は再生の場所、処分又は再生の方法、施設の処理能力 | 記載されている | — | 77 |
| | | 記載されていない | — | 0 |
| ⑪ | 最終処分の場所、最終処分の方法、施設の処理能力 | 記載されている | — | 61 |
| | | 記載されていない | — | 16 |

(ア) ④ 積替保管施設を経由するときの法定記載事項

収集運搬業務において、積替用のマニフェストを使用しており、明らかに積替保管が行われていると思われるが、契約書には「積替保管なし」と記載されているものが見られた。このほかにも、契約書とマニフェストの記載が矛盾しており、積替保管の有無が明確になっていないものが見られた。

積替保管施設を経由する場合、産業廃棄物の一連の行程における処理の把握が難しくなり、不適正処理につながるおそれがあるとされているため、積替保管の有無は、契約書及びマニフェストに正確に反映させる必要がある。

(イ) ⑤⑥ 適正処理のために必要な情報及びその情報に変更があった場合の情報伝達方法

契約書に必要な情報等が記載されていないもの、記載内容が不十分であるものが見られ

た。

産業廃棄物を適正に処理するためには、排出事業者において産業廃棄物についての情報をできるだけ正確に把握し、処理業者に伝達しなければならない、その情報に変更があった場合の情報伝達方法についてもあらかじめ定めておかなければならないため、契約書には、適正処理のために必要な情報等を記載する必要がある。

(ウ) ⑧ 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

契約書にその取扱いが記載されていないものが見られた。

契約を解除した場合に、処理されない産業廃棄物が放置されるリスクがあるため、契約書には、具体的な対応策の記載が必要である。

(エ) ⑩ 最終処分場所、最終処分の方法、施設の処理能力

処分業務の委託に係る契約書に最終処分場所等が記載されていないもの、「別紙のとおり」又は「添付許可証のとおり」などと記載されているが、別紙が添付されていなかったり、添付許可証に記載されていなかったりして、最終処分場所等が判別できないものが見られた。

排出事業者は、産業廃棄物の一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じるよう努める義務があるため、その前提として最終処分場所等を把握し、契約書に反映させる必要がある。

ウ 処理料金の支払方法及び契約書への記載

(ア) 処分業者への処理料金の支払方法

収集運搬業者と処分業者が異なる 51 件のうち、市から処分業者に対して処理料金が直接支払われているものが 20 件、収集運搬業者を通して処分業者に支払われているものが 31 件見られた。

【表 4：処分業者への処理料金の支払方法】

| 区分 | 件数 |
|-------------------|----|
| 処分業者へ直接支払われている | 20 |
| 収集運搬業者を通して支払われている | 31 |
| 合計 | 51 |

(イ) 収集運搬業務の委託に係る契約書への記載

処分業者への処理料金が収集運搬業者を通して支払われている 31 件のうち、収集運搬業務の委託に係る契約書に、収集運搬業者を通して処分業者に処理料金を支払う旨記載されているものが 5 件、記載されていないものが 26 件見られた。

【表 5：収集運搬業務の委託に係る契約書への記載】

| 区分 | 件数 |
|----------|----|
| 記載されている | 5 |
| 記載されていない | 26 |
| 合計 | 31 |

(ウ) 処分業務の委託に係る契約書への記載

処分業者への処理料金が収集運搬業者を通して支払われている 31 件のうち、処分業務の委託に係る契約書に、収集運搬業者を通して処分業者に処理料金を支払う旨記載されているものが 30 件、記載されていないものが 1 件見られた。

【表 6：処分業務の委託に係る契約書への記載】

| 区分 | 件数 |
|----------|----|
| 記載されている | 30 |
| 記載されていない | 1 |
| 合計 | 31 |

(2) 産業廃棄物の収集運搬業又は処分業に係る許可証について

ア 許可証に関する確認事項

【表 7：許可証に関する確認事項】

| 監査項目 | 区分 | 件数 | |
|--|----------|------|----|
| | | 収集運搬 | 処分 |
| ① 契約書に記載されている産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理業の許可に係る許可証の写しが添付されているか。 | 添付されている | 69 | 74 |
| | 添付されていない | 7 | 4 |
| ② 許可証に記載されている処理業者の正式名称及び所在地が契約書と同一か。 | 同一である | 69 | 74 |
| | 同一でない | 0 | 0 |
| ③ 北海道知事の許可であり、かつ、押印があるか。 | 許可及び押印あり | 69 | 74 |
| | 許可及び押印なし | 0 | 0 |
| ④ 許可の有効期限を過ぎていないか。 | 過ぎていない | 68 | 73 |
| | 過ぎていない | 1 | 1 |
| ⑤ 積替保管がある場合、事業範囲に含まれているか。 | 含まれている | 9 | — |
| | 含まれていない | 0 | — |
| ⑥ 委託する産業廃棄物の種類が許可品目に含まれているか。 | 含まれている | 69 | 74 |
| | 含まれていない | 0 | 0 |
| ⑦ 委託する産業廃棄物の種類が適正に処理できる処理方法か、また、契約書に記載されている処理方法と一致しているか。 | 適正・一致 | — | 74 |
| | 不適正・不一致 | — | 0 |

(ア) ① 契約書に許可証の写しが添付されているか

契約書に許可証の写しが添付されていないものや処理を委託する産業廃棄物と種別の異なる許可証の写しが添付されているものが見られた。

許可証は、処理業者が当該産業廃棄物を適正に処理することができる有効な許可を取得しているかを確認するため、契約書に添付する必要がある。

(イ) ④ 許可の有効期限を過ぎていないか

契約締結時に許可の有効期限を過ぎていたものや契約期間中に有効期限を過ぎたものが見られたが、いずれも有効期限の更新を確認できる書類は添付されていなかった。

受付行政機関の受理印がある更新申請書の写しの提出を求めるなどし、有効期限が継続していることをあらかじめ確認しておくことが望ましいとされている。

(3) マニフェストについて

ア マニフェストの交付状況

【表8：マニフェストの交付状況】

| 区分 | 件数 | | | |
|----------|----|---------|----|----|
| | A票 | B2(B4)票 | D票 | E票 |
| 交付されている | 78 | 78 | 78 | 78 |
| 交付されていない | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 78 | 78 | 78 | 78 |

マニフェストは全て交付され、処理業者からも全て返送されていた。

イ マニフェストの法定記載事項

【表9：マニフェストの法定記載事項】

| 監査項目 | | 区分 | 件数 |
|------|--------------------------------------|----------|----|
| ① | 交付年月日及び交付番号 | 記載されている | 78 |
| | | 記載されていない | 0 |
| ② | 排出事業者名及び住所 | 記載されている | 76 |
| | | 記載されていない | 2 |
| ③ | 排出事業場の名称及び所在地 | 記載されている | 65 |
| | | 記載されていない | 13 |
| ④ | 交付担当者の氏名 | 記載されている | 77 |
| | | 記載されていない | 1 |
| ⑤ | 産業廃棄物の種類及び数量、荷姿 | 記載されている | 74 |
| | | 記載されていない | 4 |
| ⑥ | アスベスト含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物等が含まれる場合の数量 | 記載されている | 4 |
| | | 記載されていない | 2 |
| ⑦ | 最終処分を行う場所 | 記載されている | 62 |
| | | 記載されていない | 16 |
| ⑧ | 処理業者の名称及び住所 | 記載されている | 78 |
| | | 記載されていない | 0 |
| ⑨ | 運搬先の事業場の名称及び所在地（積替保管を行う場合は、その所在地） | 記載されている | 78 |
| | | 記載されていない | 0 |
| ⑩ | 収集運搬業者の名称及び運搬担当者の氏名 | 記載されている | 78 |
| | | 記載されていない | 0 |
| ⑪ | 処分業者の名称及び処分担当者の氏名 | 記載されている | 78 |
| | | 記載されていない | 0 |

| | | | |
|---|--------------------------|----------|----|
| ⑫ | 収集運搬業者によって運搬が終了した年月日 | 記載されている | 78 |
| | | 記載されていない | 0 |
| ⑬ | 処分業者によって処分が終了した年月日 | 記載されている | 78 |
| | | 記載されていない | 0 |
| ⑭ | 最終処分を行った場所及び最終処分が終了した年月日 | 記載されている | 78 |
| | | 記載されていない | 0 |

(ア) ② 排出事業者名及び住所

実際に産業廃棄物が排出された場所の名称を記載しているものが見られた。

排出事業者名には、事業場の設置者又は管理者の名を記載する必要があるが、産業廃棄物の処理に係る業務を発注した部署名でも問題がないとされている。

(イ) ③ 排出事業場の名称及び所在地

産業廃棄物の処理に係る業務を発注した部署名や排出事業場が推察できない契約業務名などを記載しているものが見られた。

排出事業場の名称には、実際に産業廃棄物が排出された場所を記載する必要があるが、契約業務名であっても排出事業場が推察できるような記載であれば問題がないとされている。

(ウ) ⑤ 産業廃棄物の種類及び数量、荷姿

産業廃棄物の種類等が記載されていないものが見られた。

特に数量の欄に記載がないものは、処理の過程の不法投棄やかさ増しなど不適正処理につながるおそれがあるため、必ず記載する必要がある。

ウ 最終処分を行った場所と処分業務の委託に係る契約書の最終処分先との整合

マニフェストE票に記載されている最終処分を行った場所と処分業務の委託に係る契約書に記載されている最終処分先が整合していないものが16件見られた。

マニフェストE票は、産業廃棄物の最終処分が終了した報告として、処分業者から排出事業者へ返送される。排出事業者は当該最終処分が適

正に終了したことを確認するため、最終処分終了年月日等とともに、最終処分を行った場所と処分業務の委託に係る契約書の最終処分先との整合を確認する必要がある。

【表 10：最終処分を行った場所と処分業務の委託に係る契約書の最終処分先との整合】

| 区分 | 件数 |
|---------|----|
| 整合している | 61 |
| 整合していない | 16 |
| 確認できない | 1 |
| 合計 | 78 |

エ 交付したマニフェストの返送日の記載及び送付期限内の返送

【表 11：交付したマニフェストの返送日の記載及び送付期限内の返送】

| 監査項目 | | 区分 | 件数 |
|------|-------------------------------|----------|----|
| 1 | A 票への B2 票、D 票、E 票それぞれの返送日の記載 | 記載されている | 9 |
| | | 記載されていない | 67 |
| 2 | 交付したマニフェストの送付期限内の返送 | 返送されている | 9 |
| | | 確認できない | 67 |

マニフェスト A 票の照合確認欄に返送日が記載されていないものが多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）で定める送付期限までにマニフェストが返送されていることを確認できなかった。

排出事業者は、マニフェストが送付期限までに返送され、産業廃棄物の処理が適正に終了したことを確認しなければならないので、法定記載事項ではないが、マニフェスト A 票には返送日を記載することが望ましいとされている。

(4) その他の事項

ア 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の北海道知事への提出

【表 12：産業廃棄物管理票交付等状況報告書の北海道知事への提出】

| 区分 | 件数 |
|----------|----|
| 提出されている | 34 |
| 提出されていない | 44 |
| 合計 | 78 |

廃棄物処理法施行規則に定められた期日までに報告書が提出されていないものが見られた。

当該報告書は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間に於いて交付したマニフェストの交付等の状況について作成し、毎年 6 月 30 日までに北海道知事に提出することとされている。なお、今回の監査では、報告書を提出していない部署の全てが報告が必要であることを知らなかったと回答している。

イ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び報告書の北海道知事への提出

【表 13：特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び報告書の北海道知事への提出】

| 監査項目 | | 区分 | 件数 |
|------|-------------------------------|---------|----|
| 1 | 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 | 設置している | 6 |
| | | 設置していない | 4 |
| 2 | 特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書の北海道知事への提出 | 提出している | 6 |
| | | 提出していない | 0 |

廃棄物処理法に定められた特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を設置していない部署が見られた。なお、管理責任者を設置している部署にあっては、全てが北海道知事に設置報告書を提出していた。

管理責任者は、廃棄物処理法施行規則で定める資格を有する者でなければならず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号）の規定により、排出事業者が管理責任者を設置したときは、30日以内に設置報告書を北海道知事に提出しなければならないとされている。なお、今回の監査では、管理責任者を設置していない部署の全てが設置が必要であることを知らなかったと回答している。

管理責任者は、確実に設置する必要があるが、あらかじめ管理責任者が設置されていない部署において突発的に特別管理産業廃棄物が発生した場合には、他部署の有資格者に一時的に兼務させることは可能とされている。

第4 監査意見

令和4年度の行政監査を通じての意見を申し述べる。

1 支援体制の構築について

今回の監査では、監査の結果に示したとおり、産業廃棄物の処理に関する手続に関係法令に定める基準を満たさないような事例が見られた。その要因として、関係法令が複雑かつ難解であること、庁内に産業廃棄物の処理を支援する仕組みが構築されていないことなどにより、制度や実務的な事務処理に対する職員の理解が浸透せず、契約書やマニフェストの作成などが処理業者任せになっている実態があるのではないかとと思われる。

このような事例の発生を防止し、適正な事務処理を確保するための対応策として、次の事項について検討を望むところである。

(1) 組織的な支援

都道府県、指定都市及び中核市とは異なり、一般市には廃棄物処理法で定める産業廃棄物に関する指導監督、産業廃棄物処理業に係る許可等に関する権限が認められていないこともあり、本市には産業廃棄物を所管する部署は設置されていない。しかし、排出事業者として産業廃棄物の処理を適正に行うためには、排出する部署の対応を支援する組織の必要性は高いと考えられ、産業廃棄物の処理に関する情報を庁内に提供し、職員からの相談にも対応する仕組みを検討すべきものとする。

(2) 事務処理マニュアルの作成及び職員研修の実施

職員の産業廃棄物の処理に関する理解を促進し、適正な事務処理が継続されるようにするため、産業廃棄物の処理に係る一連の事務手続を分かりやすく解説した事務処理マニュアルを作成するとともに、その内容を理解し、関連する情報を共有するための職員研修を実施することも有効と考える。

事務処理マニュアルの作成に当たっては、職員向けに産業廃棄物処理委託の手引きを作成している自治体が道内にあるほか、排出事業者に向けて産業廃棄物処理委託マニュアルを作成している自治体が全国的に多く見られており、参考とすることができる。また、職員研修には、循環資源利用促進税事業として北海道が実施している廃棄物処理法リーガルアドバイザーの派遣を要請することも考えられるところである。

(3) 契約書の標準様式の作成

排出事業者は、委託しようとする産業廃棄物の処理が受託者の事業範囲に含まれているか、処理はどのような方法で行われるかなどを十分に確認する必要がある、その趣旨を徹底するため、廃棄物処理法施行令では、一定の事項を記載した契約書の作成を義務付けている。

今回の監査では、契約書に法定記載事項の一部が記載されていないものやその記載が不十分なものが見られたが、その背景として、職員が複雑な制度を理解できていないため、法定記載事項などに十分留意して契約を締結できていない状況がうかがえる。

契約を適正なものとするためには、市が契約書の標準様式を作成し、使用を推奨することも有効ではないかと考えられる。

契約書の標準様式の作成に当たっては、環境省所管の公益法人が定めたモデル契約書のほか、全国的にも多くの自治体が標準的な様式を定めているため、これらの事例を参考とすることができる。

2 処理料金の支払方法について

処分業者の処理料金に関しては、収集運搬業者と処分業者が異なる契約 51 件のうち 31 件において、収集運搬業者を通して処分業者に支払われる方法が選択されていた。このような支払形態は、全国的にも見られるもののようである。

地方自治法第 232 条の 5 では支出は債権者のためでなければできないと規定されており、債権者本人だけでなく、正当な受領権限を有する者に対する支出も認められているところである。したがって、市がこのような支払を行う場合は、収集運搬業者が処分業者から処理料金の受領委任を受けていること等を確認し、収集運搬業者が正当な受領権限を有することを明らかにして行う必要があるものとする。

また、収集運搬業者から処分業者に適正な対価が支払われないといった事態を招くことがないよう、処理料金は収集運搬業者と処分業者のそれぞれに直接支払うようにすることも考えられるため、関係団体とも協議しながら適正な委託契約の在り方について検討する必要があるのではないかと考える。

別表 監査の対象一覧

| 整理 No. | 部局名 | 所管課名 | 業務名 | 産業 廃棄物 | 特別管理 産業廃棄物 |
|-----------|--------|------------------------|-------------------------------------|-----------|---------------|
| 1 | 総合政策部 | スポーツ都市推進課 | 低濃度PCB汚染廃棄物処理業務 | | ○ |
| 2 | " | " | 低濃度PCB含有分析廃棄物運搬業務 | ○ | |
| 3 | 総務部 | 総務課 | 地下ドライエリア産業廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 4 | " | " | 地下ドライエリア産業廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 5 | " | " | 庁舎産業廃棄物(廃電池)収集運搬処理業務 | ○ | |
| 6 | " | " | 庁舎産業廃棄物収集運搬処分業務 | ○ | |
| 7 | 財政部 | 管財課 | 産業廃棄物収集運搬処理業務(旭町) | ○ | |
| 8 | " | " | 産業廃棄物収集運搬処理業務(旭町) | ○ | |
| 9 | 環境衛生部 | ゼロごみ推進課 | 油水分離槽及び雨水樹清掃業務 | ○ | |
| 10 | " | " | 産業廃棄物処理委託業務 | ○ | |
| 11 | " | 環境生活課 | 霊園廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 12 | 福祉部 | 総合福祉課 | 東開町2丁目534番地1 産業廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 13 | 健康子ども部 | 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室 | 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場感染性廃棄物収集運搬及び処理業務 | | ○ |
| 14 | " | " | 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場感染性廃棄物収集運搬及び処理業務 | | ○ |
| 15 | " | 子ども育成課 | みその保育園グリストラップ清掃業務 | ○ | |
| 16 | " | " | 市立保育園ごみ収集運搬処理委託業務 | ○ | |
| 17 | " | " | 旧市立ひまわり保育園産業廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 18 | " | " | 旧市立ひまわり保育園産業廃棄物(業務用冷蔵・冷凍庫)収集運搬処理業務 | ○ | |
| 19 | " | 子ども相談課 | 苫小牧市子ども相談センター産業廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 20 | " | 青少年課 | 産業廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 21 | " | 健康支援課 | 医療提供ステーション感染性廃棄物収集運搬及び処理業務 | | ○ |
| 22 | " | " | 健康支援センターから排出される感染性廃棄物の収集運搬及び処分業務 | | ○ |
| 23 | 産業経済部 | テクノセンター | 産業廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 24 | " | 農業水産振興課 | 産業廃棄物処分及び搬出収集運搬業務 | ○ | |
| 25 | 都市建設部 | 総務課 | 産業廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 26 | " | " | 東部地区雨水樹及び側溝清掃業務 | ○ | |
| 27 | " | " | 西部地区雨水樹及び側溝清掃業務 | ○ | |
| 28 | " | " | 放置自転車収集運搬処理業務 | ○ | |
| 29 | " | 住宅課 | 産業廃棄物収集運搬及び処分業務(ホーロー) | ○ | |
| 30 | " | " | 産業廃棄物収集運搬及び処分業務(FRP) | ○ | |

| 整理 No. | 部局名 | 所管課名 | 業務名 | 産業 廃棄物 | 特別管理 産業廃棄物 |
|-----------|-------|----------|------------------------------|-----------|---------------|
| 31 | 都市建設部 | 住宅課 | 産業廃棄物収集運搬及び処分業務(営繕センター廃棄物) | ○ | |
| 32 | 市立病院 | 経営管理課 | 廃蛍光管等収集運搬処分業務 | ○ | |
| 33 | " | " | 産業廃棄物(混合)収集運搬業務 | ○ | |
| 34 | " | " | 産業廃棄物(廃プラ)収集運搬処理業務 | ○ | |
| 35 | " | " | 感染性廃棄物収集運搬業務 | | ○ |
| 36 | " | " | 産業廃棄物(金属くず)収集運搬業務 | ○ | |
| 37 | " | " | 引火性廃液収集運搬業務 | | ○ |
| 38 | " | " | 産業廃棄物(安定型混合)収集運搬業務 | ○ | |
| 39 | 上下水道部 | 水道窓口課 | 上下水道部営業課OA機器等廃棄業務 | ○ | |
| 40 | " | 水道課 | 撤去水道メーター付属品処分業務 | ○ | |
| 41 | " | 下水道課 | 緊急管渠清掃ほか委託業務/土砂夾雑物処理処分業務 | ○ | |
| 42 | " | " | 緊急管渠清掃ほか委託業務/土砂夾雑物処理処分業務 | ○ | |
| 43 | " | " | 緊急管渠清掃ほか委託業務/土砂夾雑物処理処分業務 | ○ | |
| 44 | " | " | 幸町ほか下水道管路調査業務 | ○ | |
| 45 | " | " | 末広町ほか下水道管路調査業務 | ○ | |
| 46 | " | " | 表町ほか下水道管路調査業務 | ○ | |
| 47 | " | " | 錦町ほか下水道管路調査業務 | ○ | |
| 48 | " | " | 末広町下水道管路調査業務 | ○ | |
| 49 | " | " | 汐見町ほか下水道管路調査業務 | ○ | |
| 50 | " | 高丘浄水場 | 高丘浄水場産業廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 51 | " | 錦多峰浄水場 | 錦多峰浄水場汚泥収集運搬業務その1 | ○ | |
| 52 | " | " | 錦多峰浄水場汚泥収集運搬業務その2 | ○ | |
| 53 | " | " | 錦多峰浄水場産業廃棄物(廃油)処分業務 | | ○ |
| 54 | " | " | 錦多峰浄水場産業廃棄物収集運搬及び処分業務 | ○ | |
| 55 | " | " | 廃棄物収集運搬 冷蔵庫処分業務 | ○ | |
| 56 | " | 下水処理センター | 西町下水処理センター脱水汚泥収集運搬・処分業務(その1) | ○ | |
| 57 | " | " | 西町下水処理センター脱水汚泥収集運搬・処分業務(その2) | ○ | |
| 58 | " | " | 西町下水処理センター脱水汚泥収集運搬・処分業務(その3) | ○ | |
| 59 | " | " | 西町系受入槽外清掃業務 | ○ | |
| 60 | " | " | 勇払系着水井外清掃業務 | ○ | |
| 61 | " | " | 高砂系ポンプ場ポンプ井外清掃業務 | ○ | |

| 整理 No. | 部局名 | 所管課名 | 業務名 | 産業 廃棄物 | 特別管理 産業廃棄物 |
|-----------|-------|-----------|---|-----------|---------------|
| 62 | 上下水道部 | 下水処理センター | 西町下水処理センター産業廃棄物(廃油・エレメント・クーラント)収集運搬処理業務 | ○ | |
| 63 | " | " | 低濃度PCB廃棄物収集運搬業務 | | ○ |
| 64 | 消防本部 | 総務課 | 産業廃棄物(可燃・不燃混合廃棄物)収集運搬処理業務 | ○ | |
| 65 | " | 救急課 | 感染性廃棄物の収集運搬処分業務 | | ○ |
| 66 | 教育部 | 総務企画課 | 学校ごみ産業廃棄物(不燃ごみ等)収集運搬処理業務 | ○ | |
| 67 | " | " | 小中学校廃棄物(蛍光灯等)収集運搬処理業務 | ○ | |
| 68 | " | " | 小中学校廃棄物(大型ごみ)収集運搬処理業務 | ○ | |
| 69 | " | 施設課 | 産業廃棄物収集運搬処理業務(中学校コンデンサほか) | ○ | |
| 70 | " | " | 清水小学校廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 71 | " | 学校教育課 | 薬品廃棄物収集運搬及び処分業務 | ○ | |
| 72 | " | 学校給食共同調理場 | 学校給食共同調理場産業廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 73 | " | 勇弘公民館 | 勇弘公民館廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 74 | " | 美術博物館 | 美術博物館・埋蔵文化財調査センター産業廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 75 | " | 科学センター | 苫小牧市科学センター産業廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| 76 | " | " | 苫小牧市科学センター低温培養器収集運搬処分業務 | ○ | |
| 77 | " | " | 苫小牧市科学センターTVモニター収集運搬処分業務 | ○ | |
| 78 | " | 勇武津資料館 | 勇武津資料館産業廃棄物収集運搬処理業務 | ○ | |
| | | | | 68 | 10 |
| | | | | 合計 78件 | |